

## ① 一般会計予算の中で、出張旅費計上の基本的考え方について

最近、職員の研修機会が随分と減ったように感じておりますが、私なりに推測いたしますと、一つに、近年の情報通信技術の向上により、現地に出向くことなく多くの情報が手軽に採れるようになったことと、厳しい財政運営のやりくりの中で、より厳しく予算査定が行われていることが要因ではないかと考えております、そこで、予算計上の前段で、各所管から予算要求がなされた出張旅費を査定し、取捨選択する場合の、考え方を伺う。

## ② 毎年実施されている議会の委員会における県外視察による現地調査の成果について

議会における、議員で構成する、委員会の現地調査として毎年県外の行政視察が実施されている状況である、各議員の知識の向上等には貢献できていると思うが、その活動の真の目的は、町のため、町民のために調査結果をいかに反映させるか、ということだと思っております、その上で町民の理解が得られているか等の検証が必要であると考えております。現実的に、行政運営に対し、どの程度反映されているか、その調査結果に基づく、町への改善の申し入れ、提案、提言等は年度を通してどの程度あっているか、また、議員の研修報告書を開示しているが、それをもって、行政運営の改善または、参考とした事例があれば、その内容について直近の過去2年分の実績で答弁願います。

## ③ 公共工事等の指名理由及び契約内容等の公表について

この取り組みについては、「入札契約適正化法」において、発注者に対し、受注者の決定等に至る行政内部の事務執行や判断過程を公表することを義務付け、国民に対する説明責任の履行を確保するとともに、不正行為の未然防止を図ることを目的として、制度化されたもので、本町においては「長与町公共工事等の発注見通し、入札結果等、指名理由及び契約内容等の公表に関する要綱」により、公表する内容、事項等が示され運用がなされていると理解しております、以下について質問します。

- (1) 公表されている指名理由書を見ると、工事名、入札日、工種、対象工事等の条件、の4項目が示されているだけで、そこから指名理由を読み取ることは困難と考えるが、公表する側の見解を伺いたい。
- (2) 契約内容の公表については、要綱第18条(8)で契約の変更を行った場合その変更理由及び変更内容を公表するよう定められているが、実施されていない理由を質問します。
- (3) 入札契約適正化法においては、事前に公表する事項として、指名競争参加資格、有資格者名簿、指名基準についても、公表が義務付けられていると考えるが現状を伺う。